別紙１

市有地等無償貸与による脱炭素推進事業　仕様書

１．業務名

市有地等無償貸与による脱炭素推進事業

２．目的

本市が保有する土地や施設、施設の一部（以下「市有地等」という。）を無償貸与することで、提案者が実施する本市域全体の脱炭素につなげることを目的とする。

３．無償貸与期間

（ア）無償貸与候補リストに掲載された施設

契約締結日から各施設で定める期間内で、提案者により提案

1. 無償貸与候補リスト以外から提案者が自由に提案する施設

　契約締結日から２０年以内で、提案者により提案

４．業務概要

市有地等を中長期間、提案者に無償貸与することで、提案者が当該市有地等を活用して本市域全体の脱炭素につながる取り組み

５．企画提案書の記載事項

企画提案書には以下の項目を必ず記載すること。

1. 無償貸与を希望する市有地等を以下の事項から選択（複数提案可）
2. 別紙「無償貸与候補」に記載された市有地等
3. 別紙「無償貸与候補」に記載された市有地等以外の市有地等

（２）無償貸与を希望する期間（複数ある場合はそれぞれ記載）  
（３）本市域全体の脱炭素につながる取り組み

（ア）取り組み内容

（イ）提案者の費用負担と収入見込み（国、県補助金等を活用する場合は補助金名）

（ウ）市の費用負担と収入見込み（国、県補助金等活用を提案する場合は補助金名）

（エ）取り組み体制（提案者以外の協力、協業等がある場合はそれぞれの役割）

（オ）取り組み全体のスケジュール

（カ）取り組みと同種・類似の業務実績

（キ）取り組みによって期待される効果（省エネ量、温室効果ガス削減量など）

（ク）無償貸与期間終了後の対応（現状復帰、継続活用など）

６．運営報告書

企画提案が選定され、無償貸与契約が締結された場合には、提案者の取り組みを市に対して定期的に報告書を提出すること。

７．各種手続き及び損害賠償

本事業に必要な手続きは 受注者の責任にて行うこと。また 本業務の履行にあたり 受注者が発注者や第三者に損害を与えた場合は直ちに状況等を発注者に報告し、指示を求め、 賠償が必要なときは、受注者が負担すること。

８．業務の適正な実施に関すること

（１）本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

（２）本業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、奄美市個人情報保護条例（平成18年条例第20号）、奄美市個人情報保護条例施行規則（平成18年規則第15号）その他関係法令等に基づき、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

（３）業務上知り得た一切の情報は、本業務の範囲内でのみ使用し、第三者に漏洩または示してはならない。なお、本業務終了後にあっても同様とする。

（４）契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられること。

９．その他

無償貸与契約締結にあたっては、市と提案者において必要に応じて協議の上、契約を締結すること。

本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合、双方協議の上、対応を決定すること。